

# 「湯野小学校いじめ防止基本方針」

令和5年12月 改訂

## 1 『湯野小学校いじめ防止基本方針』策定の目的

「いじめ防止対策推進法」及び福島市いじめ防止基本方針等を踏まえ、本校の実態に応じたいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針並びにいじめ防止及び早期発見と対応に向けた取組等を定め、「いじめは絶対に許さない」という理解をもとにいじめのない学級・学校づくりを形成する。

## 2 「いじめ」の定義について

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」第2条1項：平成25年9月28日施行）

## 3 「いじめ」に対する基本的な考え方

- 「いじめは、現に起きている」という危機意識をもつこと
- 「いじめは人間として決して許されない」という強い認識をもつこと
- いじめ根絶に向けて、学校とともに保護者、地域と連携しながら、早期に発見・迅速に対応していく。

## 4 いじめ防止等の対策のための組織

- 「いじめ根絶チーム」として、校内生徒指導委員会と同じ人員で組織する。  
（校長、教頭、生徒指導主事、生徒指導部員、養護教諭）※その他、校長が必要と認める者

## 5 いじめの未然防止に向けて

### （1）心の居場所としての学級経営の充実

- ① 教師と児童との信頼関係の構築し、児童一人ひとりを大切にして、愛情をもって接する。
- ② 児童一人ひとりの個性・よさが発揮される望ましい集団活動を行う。
- ③ 体験活動の充実を図り、豊かな人間性・社会性を身につける。

### （2）授業の充実

- ① 自己決定・自己存在感・共感的人間関係・安全安心な居場所作りに配慮した授業づくりをすすめる。
- ② 「わかる」「できる」授業を通して、児童同士の学び合いを保障する。

### （3）現職教育・道徳教育を中心にした人権教育の推進

- ① いじめ出前授業やSOSの出し方に関する教育をはじめとする道徳教育を中心とした人権教育を推進する。
- ② SNS等によるいじめに対応するため、情報モラル教育の充実を図る。
- ③ いじめ問題に関する校内研修会を実施し共通理解を図る。（年1回シミュレーション訓練含）

### （4）交流活動を通しての人間関係の育成

- ① 縦割班清掃や「なかよしオリエンテーリング」等異学年交流を通して、集団活動のよさや楽しさを味わわせるとともに、自主性や思いやりを育てる。
- ② 外国語科（活動）や総合的な学習の時間における外国出身者や地域の人とのふれあいを通して、人間関係の醸成を図る。

#### (5) 家庭や地域との連携

- ① いじめ未然防止に向けて、方針や指導計画を公表し、啓発に努める。
- ② 地域からの情報提供に対しても適切に対応する。

### 6 いじめの早期発見に向けて

#### (1) 日常的な観察・声かけ

- ① 日常的に子どもの様子を見取り、声掛けをすることで、小さな変化を見逃さないよう努める。

#### (2) 定期的な生徒指導全体会の開催

- ① 月に1回、生徒指導全体会を開催し、各学年の児童の様子について情報交換を行うとともに、職員間で生徒指導に関する共通理解を図り、全職員で指導にあたる。  
・いじめ対応セルフチェックシートの実施（福島市いじめ防止基本方針P27～29）

#### (3) アンケートによる児童の実態把握

- ① 「学校生活アンケート」を学期に1回、「Q-Uテスト」を年に1回実施し、いじめの早期発見や児童理解に努める。
- ② 速やかに内容を確認し、ダブルチェックを行う。

#### (4) 教育相談の充実

- ① アンケートの結果をもとに、児童との教育相談を実施し、児童や交友関係の理解に努める。
- ② どの子にも常に相談の場と機会を開き、温かい学級集団作りに努める。

#### (5) スクールカウンセラー等の活用

- ① スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携を密にすることで、学校における相談機能の充実を図り、いじめの早期発見に努める。

#### (6) 家庭や地域との連携

- ① 必要に応じて電話・家庭訪問を行うことにより、保護者と情報を共有する。
- ② 地域行事への参加、関係機関との情報共有等、地域と日常的に連携する。

### 7 いじめの早期解消に向けて

#### (1) 組織力を生かした指導

- ① 学級担任が抱え込むことがないように、学校全体で組織的に対応する。
- ② 全職員共通理解のもとに、一貫した態度で指導にあたる。
- ③ 生徒指導主事、校長、教頭、生徒指導部員、養護教諭、該当学年担任で校内の「いじめ根絶チーム」会議を開催する。（※別紙対応例による）

#### (2) 家庭や地域との連携

- ① 学級担任と保護者間の連絡を密にし、共通理解をもって、指導にあたる。
- ② いじめが解消した後も、保護者と継続的に連絡を取り合う。

#### (3) スクールカウンセラー等、関係機関との連携

- ① スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等関係機関と連携し、いじめの早期解消に努める。
- ② 犯罪行為として取り扱われるべきいじめは、警察に相談・通報を行う。

## 8 いじめに対する措置

- 被害児童の保護を最優先する。
  - ・二次的な問題の発生を未然に防ぐため、被害児童の心情を理解し、傷ついた心のケアを行う。
- 被害者のニーズを確認する。
  - ・一緒に解決していくという姿勢で、安全な居場所の確保や加害児童や学級全体への指導に関する具体的な案を提示する。
- 被害児童と加害児童の関係の修復を図る。
  - ・加害児童の保護者にも協力を要請し、加害児童が反省し、被害児童との関係修復に向けて自分ができることを考えられるようになることをめざし、働きかける。
  - ・加害児童の成長の支援という視点に立って、加害児童の内面理解に基づいた働きかけを行う。
  - ・SCやSSWを活用しながら、長期的な計画で指導・支援を行い、再発防止に努める。
- 学級全体で話し合う場を設ける。
  - ・いじめを見ていた、いじめをはやしたてたなど、いじめに加担するような行為はなかったか振り返り、好ましい集団活動を取り戻すことができるようにする。
- いじめ解消の判断は、少なくとも以下の要件を満たした場合とする。
  - ・いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間（3カ月目安）継続していること
  - ・被害児童が心身の苦痛を感じていないこと（保護者の確認も含む）

(いじめ発生時 校内いじめ根絶チーム対応例)

<p>1 いじめが疑われる情報を確認 ↓ ↓ 2 報告 ・事実のみ（憶測を入れず） ・些細なことでも報告 ↓ ↓</p>	<p>担任 ←←← 子ども、保護者等、 他の教職員等 ↓ 生徒指導主事 管理職  ※ 校内「いじめ根絶チーム」による協議を開催する 場合</p>
<p>3 「いじめ根絶チーム」による対応 ①対応方針、役割分担等の確認 →→ ○事実関係の把握・情報収集 ・被害児童 ・加害児童 ・周辺児童 ・教職員等 ・保護者 ○安全確保のための見守り体制  ②事実の確認を受けて、情報の共有と 認知の判断、対応方針の決定  ※教育委員会への報告 ※いじめ防止サポートチームの派遣に ついて検討 ※悪質な場合は警察と連携  ③全教職員での情報共有 ・共通理解のもとで見守り、継続指導 ・解決に向けた組織的な対応 ・記録の累積</p>	<p>→↓指示 ○担任及び関係職員（同時） ・被害児童 } 情報の ・加害児童 } 突合せ ↓ ↓ ○ 報告（生徒指導主事、管理職） →被害児童、加害児童保護者へいじめ発生 について連絡  → →↓ ↓指示 ↓ ○担任及び関係職員 いじめの事実について ・被害児童の保護者への連絡 ・加害児童の保護者への連絡 (学校としての方針や面談の日時等の連絡)</p>

## 9 重大事態への対処

### (1) 「重大事態」の定義

- ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- ② いじめにより児童が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされているとき。
- ③ 児童や保護者から、いじめられて重大事態に陥ったという申し立てがあったとき。

### (2) 「重大事態」時の対応

- ① いじめ重大事態が発生した場合は、7日以内に教育委員会を通じて、市長に報告する。
- ② 重大事態の調査組織は以下によるが、不登校重大事態は原則、学校に設ける組織が調査にあたる。
  - ア 調査委員会
  - イ 重大事態調査チーム
  - ウ 市立学校に設ける組織（不登校重大事態発生時）
    - ※組織の構成員として、校内いじめ根絶チームに加え、評議員、民生委員、健全育成推進員、PTA等適切な外部人材を加える。
- ③ いじめ重大事態の調査にあたっては、福島市いじめ防止基本方針（令和5年8月 改定）のP33～P37をもとに対応する。

## 10 年間計画

※生徒指導と連携した年間計画

月	生徒指導関係	いじめ防止対策
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生徒指導全体会（月1回）の開催 「職員会議」               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 校内生活指導の確認と徹底</li> <li>・ 校外生活指導の確認と徹底</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校・福島市いじめ防止基本方針の確認               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめ対応セルフチェックシート</li> </ul> </li> <li>○ 「学校いじめ防止基本方針」の保護者への周知               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ HPへの公開、PTA全体会</li> </ul> </li> <li>○ 市いじめ対応研修（校長・教頭）</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 校内生徒指導部会の開催（月1回）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該諸問題における担当者会議</li> <li>・ 事例研修会</li> </ul> </li> <li>○ 児童理解全体会（5月）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援必要児童の共通理解と支援体制の確認</li> </ul> </li> </ul>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">           ①1回目：5月 「学校生活アンケート」の実施         </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生徒指導協議会</li> <li>・ 結果をもとに児童との教育相談実施 家庭訪問での相談</li> <li>・ 養護教諭・スクールカウンセラーとの連携</li> </ul> <p>※調査後に「いじめ」が認知された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめ根絶チーム会議</li> <li>・ ケース会議の開催</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市いじめ対応研修伝達講習               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめ対応セルフチェックシート</li> </ul> </li> </ul>

6	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ Q-Uテストの実施</li> <li>○ いじめ根絶強化月間 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Q-Uテストの分析</li> <li>・ いじめ防止標語・ポスター募集等</li> <li>・ いじめ出前授業（人権団体による）</li> </ul> </li> <li>○ 市いじめ定期調査</li> </ul>	
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 校外生活指導の徹底 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 夏季休業中の過ごし方等の生活指導の徹底</li> <li>・ Q-Uに基づく校内研修会</li> </ul> </li> </ul>	
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ Q-U分析結果対応策報告（総教セ）</li> </ul>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>②2回目：10月 「学校生活アンケート」の実施</p> </div>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ いじめの具体例等による事例研修会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対応シミュレーション研修</li> <li>・ いじめ対応セルフチェックシート</li> <li>・</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生徒指導協議会</li> <li>・ 結果をもとに児童との教育相談実施</li> <li>・ 養護教諭・スクールカウンセラーとの連携</li> </ul> <p>※調査後に「いじめ」が認知された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめ根絶チーム会議</li> <li>・ ケース会議の開催</li> </ul>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教育相談の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全児童を対象に各検査及び資料をもとにしながら全保護者との個別面談を実施する。</li> </ul> </li> </ul>	
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 校外生活指導の徹底 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 冬季休業中の過ごし方等の生活指導の徹底</li> </ul> </li> <li>○ 市いじめ定期調査</li> </ul>	
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 校外生活指導の徹底 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学年末休業中の過ごし方等の生活指導の徹底</li> </ul> </li> </ul>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>③3回目：2月 「学校生活アンケート」の実施</p> </div>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 年間実施計画の見直しと改善 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育課程編成会議等による担当者会議</li> <li>・ 学校評価等を含め、1年間の活動を振り返り、必要に応じて「学校いじめ防止基本方針」の見直しを図る。</li> <li>・ 年間を通していじめ発生が0件の場合保護者にその事実を公表する。</li> </ul> </li> <li>○ 市いじめ定期調査</li> <li>○ 次年度への引継ぎ（中学校へも）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生徒指導協議会</li> <li>・ 結果をもとに児童との教育相談実施</li> <li>・ 養護教諭・スクールカウンセラーとの連携</li> </ul> <p>※調査後に「いじめ」が認知された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめ根絶チーム会議</li> <li>・ ケース会議の開催</li> </ul>

※ 教育課程の「総合的な学習の時間」「道徳」「学級活動」等のそれぞれの年間計画に位置付けて予防的な指導を推進する。